

静岡海区漁業調整委員会指示第7－6号

静岡海区において、えびかごを用いて水産動植物を採捕する場合について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

その関係図面は、令和7年8月15日から2週間、静岡県経済産業部水産・海洋局水産資源課において、一般の縦覧に供する。

令和7年8月15日

静岡海区漁業調整委員会 会長 高田 充朗

1 定義

この静岡海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）指示において、えびかごとは、かごのうち側面に口径11センチメートル以下の落とし口が2か所あるものをいう。

2 採捕の制限

えびかごを用いて水産動植物を採捕してはならない。

ただし、①又は②のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

① えびかご漁業を行う場合

ア この委員会指示に基づき承認を受けた漁業者又はその従事者が漁業を営むために行う場合（この場合に限る、本指示で規定する承認に基づく漁業とする）

イ 漁業権又は入漁権に基づいて操業する場合

ウ 共同漁業権漁場内において、当該漁業者の同意を得て落とし口の口径20センチメートル以下のかご漁業を操業する場合

エ 距岸3,000メートル以内の遠州灘において、落とし口の口径20センチメートル以下のかご漁業を操業する場合

オ かご漁業の委員会指示に基づき、承認を受けた漁業者又はその従事者がかご漁業を操業する場合

② 試験研究機関等がえびかごを用いて水産動植物を採捕する場合

静岡県漁業調整規則（令和2年静岡県規則第61号）第47条の規定により知事の許可を受けた者が当該許可に基づいて行う場合

3 承認証の交付

委員会は、承認をしたときは、申請者にえびかご漁業操業承認証（以下「承認証」という。）を船舶ごとに交付する。

4 承認の基準

承認は、水産資源の保護培養及び漁業調整上重大な支障が生じるおそれがない場合に限り行うものとする。

5 操業海域

承認に基づく操業海域は、次のとおりとする。

次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（ただし、水深200メートル以浅の海面を除く。）

イ 基点90号（富士市、静岡市界（新富士川橋中央）に設置した標識）から真方位160度00分1,420メー

トルの点

ロ 基点90号から真方位160度00分の線と富士市越前岳頂上からハの点を結ぶ線との交点

ハ 御前崎市御前埼灯台南南東の2海里

ニ 御前崎市御前埼灯台

6 承認をしない場合

委員会は、次のいずれかに該当する場合は、承認をしないことがある。

- (1) 申請者が、漁業に関する法令又はこの指示を遵守する精神を著しく欠くと認められる場合
- (2) 前年度にこの漁業の承認を受けているが操業した実績を有しない場合

7 承認隻数

4隻以内

8 承認に基づく操業期間

12月1日から翌年3月31日まで（ただし、操業日数は1隻につき期間中40日以内とする。）

9 承認に基づく漁業の条件

- (1) 漁獲することのできる水産動植物の量は次のとおりとする。
あかざえび 2.5トン以内（総漁獲量）
その他有用水産動植物 若干
- (2) 使用することのできる漁具の規模は1連、えびかごの数は80個以内とする。
- (3) 漁具の両端に設置した浮標に水面上1.5メートル以上の高さに船名を付した標識を立て、かつ、両端の浮標に船名を記し、夜間においては識別できる標識を掲げなければならない。
- (4) 承認を受けた者は、漁獲成績報告書を別に定める様式により操業日ごとに取りまとめ、別に定めるえびかご漁業調整協議会を経由し、旬ごとに速やかに委員会に報告しなければならない。ただし、委員会の指示があった場合は、その指示に従わなければならない。
- (5) 承認を受けた者は、操業するときは承認証を自ら携帯し、又は操業責任者に携帯させなければならない。
- (6) 委員会は、承認を受けた者が承認の内容（操業期間・操業区域・根拠地・使用船舶）、条件に違反したときは、承認を取り消すことができる。

10 えびかご漁業調整協議会の設置

承認を受けた者は、えびかご漁業調整協議会を設置し、自主的な漁業調整を行うことにより資源の持続的利用を図るものとする。

11 取扱要領

この指示に定めるもののほか、採捕の承認等に関する取扱いについては、別記「えびかご漁業承認事務取扱要領」による。

12 指示の有効期間

令和7年10月1日から令和8年9月30日まで

別記

承認事務取扱要領

第1 承認の申請

承認を受けようとする者は、船舶ごとに、えびかご漁業操業承認申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて所属漁業協同組合を経由し、静岡海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

- (1) 申請理由書
- (2) 事業計画書
- (3) 共同経営の場合は代表者選定届（印鑑証明書添付）
- (4) 用船の場合は船舶使用承諾書（印鑑証明書添付）
- (5) 漁具図
- (6) 所属漁業協同組合長の副申書

第2 申請書の届出期限

令和7年10月24日

第3 承認証の交付

委員会は、えびかご漁業の承認をしたときは、えびかご漁業操業承認証（様式第2号）を申請者に交付する。

第4 承認証の書換え

承認を受けた者は、承認証の記載事項に変更が生じたときは、速やかにえびかご漁業操業承認内容変更承認申請書（様式第3号）に承認証を添えて委員会に提出すること。

第5 承認証の再交付

承認を受けた者は、承認証を亡失し又はき損したときは、速やかにえびかご漁業操業承認証再交付申請書（様式第4号）を委員会に提出し、再交付を受けること。

第6 承認証の返納

承認を受けた者は、当該承認がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに委員会に承認証を返納すること。

第7 報告

承認を受けた者は、漁獲成績の報告として、えびかご漁業漁獲成績報告書（様式第5号）を翌月15日までに委員会に提出すること。

えびかご漁業操業承認申請書

年 月 日

静岡海区漁業調整委員会会長 様

住 所

氏 名（名 称）

下記によりえびかご漁業の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 操 業 期 間 年 月 日から 年 月 日まで
- 2 操 業 区 域
- 3 漁 獲 物 の 種 類
- 4 根 拠 地
- 5 漁 具 の 種 類
及 び 規 格
- 6 使 用 船 舶
- (1) 船 名
- (2) 漁船登録番号
- (3) 総 ト ン 数
- (4) 馬 力 数

えびかご漁業操業承認証		静岡認第	号
住 所 氏 名（名 称）			
1 操 業 期 間	年 月 日から	年 月 日まで	
2 操 業 区 域			
3 根 拠 地			
4 使 用 船 舶			
(1) 船 名			
(2) 漁船登録番号			
(3) 総 ト ン 数			
(4) 馬 力 数			
5 条 件			
上記のとおり承認する。			
年 月 日			
静岡海区漁業調整委員会 会 長 氏 名			印

えびかご漁業操業承認内容変更承認申請書

年 月 日

静岡海区漁業調整委員会会長 様

住 所

氏 名（名 称）

下記によりえびかご漁業承認の内容変更について承認を受けたいので、申請します。

記

- 1 承認番号
- 静岡認第 号
- 2 承認年月日
- 年 月 日
- 3 変更しようとする事項

現在の承認内容	変更しようとする内容

- 4 変更しようとする理由

えびかご漁業操業承認証再交付申請書

年 月 日

静岡海区漁業調整委員会会長 様

住 所

氏 名（名 称）

えびかご漁業操業承認証の再交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 承 認 番 号
- 静岡認第 号
- 2 承 認 年 月 日
- 年 月 日
- 3 亡失（き損）の理由

えびかご漁業漁獲成績報告書

船名

操業年月日 年 月 日

操 業 開 始 日 時	操 業 開 始 位 置	水 深
日 ^{AM} 時分 PM	° / ' N ° / ' " E	m

操 業 終 了 日 時	操 業 終 了 位 置	水 深
AM 日 時 分 PM	° ' N ° ' " E	m

漁 獲 物	数 量		備考
あ か ざ え び		kg	放流尾数等
ぼ た ん え び		kg	
の ど ぐ ろ		kg	
つ ぼ が い		kg	
こ し お れ え び		kg	
		kg	
合 計		kg	

頭 胸 甲 長 (CL) 測 定							
番号	1	2	3	4	5	6	7
CL							
卵							
番号	8	9	10	11	12	13	14
CL							
卵							
番号	15	16	17	18	19	20	
CL							
卵							